府　令

○内閣府令第五十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、及び貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十月五日　内閣総理大臣　安倍　晋三

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の五十二第四項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改め、「規定する本人確認情報」の下に「のうち同法第七条第八号の二に規定する個人番号以外のもの」を加え、「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の規定に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月五日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

第三十七条中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に改める。

附　則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

告　示

○特定個人情報保護委員会告示第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十七年法律第二十七号）第四条及び第三十七条の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月五日　特定個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

別添目次中「対応する体制」を「対応する体制等」に、「ｂ　事務取扱担当者の教育」を「ｂ　事務取扱担当者等の教育
ｃ　法令・内部規程違反等に対する厳正な対処」に、「不正アクセス等の防止」を「不正アクセス等による被害の防止等」に改める。

別添の②Ｃｄの見出し中「体制」を「体制等」に改め、同ｄ中「体制」を「体制及び手順等」に、「・　事実関係の調査及び原因の究明」を「・　情報漏えい等の事案が発覚した際の報告・連絡等
・　事実関係の調査及び原因の究明」に、「・　事実関係及び再発防止策等の公表」を「・　事実関係及び再発防止策等の公表
＊　不正アクセス、ウイルス感染の事案に加え、標的型攻撃等の被害を受けた場合の対応について、関係者において定期的に確認又は訓練等を実施する。」に改め、同ｅ中「定期に又は」を「定期に及び必要に応じ」に改める。

別添の②Ｄｂを次のように改める。

ｂ　事務取扱担当者等の教育

総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

また、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

総括責任者は、保護責任者に対し、課室等における特定個人情報等の適正な管理のために必要な教育研修を行う。

総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

別添の②Ｄに次のように加える。

ｃ　法令・内部規程違反等に対する厳正な対処

法令又は内部規程等に違反した職員に対し、法令又は内部規程等に基づき厳正に対処する。

別添の②Ｆｃ及びｄを次のように改める。

ｃ　不正アクセス等による被害の防止等

情報システムを外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み等を導入し、適切に運用する。また、個人番号利用事務の実施に当たり接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置を遵守する。

個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。

≪手法の例示≫

＊　特定個人情報等を取り扱う情報システムと外部ネットワーク（又はその他の情報システム）との接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。

＊　情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する。

＊　導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する。

＊　機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。

＊　定期に及び必要に応じ随時にログ等の分析を行い、不正アクセス等を検知する。

＊　不正アクセス等の被害に遭った場合であっても、被害を最小化する仕組み（ネットワークの遮断等）を導入し、適切に運用する。

＊　情報システムの不正な構成変更（許可されていない電子媒体、機器の接続等、ソフトウェアのインストール等）を防止するために必要な措置を講ずる。

ｄ　情報漏えい等の防止

特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。

特定個人情報ファイルを機器又は電子媒体等に保存する必要がある場合、原則として、暗号化又はパスワードにより秘匿する。

≪手法の例示≫

＊　通信経路における情報漏えい等の防止策としては、通信経路の暗号化等が考えられる。

＊　暗号化又はパスワードによる秘匿に当たっては、不正に入手した者が容易に復元できないように、暗号鍵及びパスワードの運用管理、パスワードに用いる文字の種類や桁数等の要素を考慮する。